



2019年7月1日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
石山 一可  
Tel 03-3457-2100

### 株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、取締役会決議による委任に基づき、本日、当社代表執行役が下記の通り株式報酬としての新株式の発行（以下、本新株発行）を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株発行は、2019年3月期において当社の執行役又は当社子会社の取締役の一部の地位にあった者のうち、2019年3月末日以降本日現在までにこれらのいずれの地位からも退任又は退職している者（以下、退職者）に対する割当を含むことから第三者割当に該当しますが、退職者に対する割当は、退職者が当社の執行役又は当社子会社の取締役の一部の地位を有していた期間の役務に対する株式報酬としてなされるものであることから、株式報酬の適時開示に則した情報をお知らせさせていただきます。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2019年7月17日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 77,577株
(3) 発行価額	1株につき 3,355円
(4) 発行総額	260,270,835円
(5) 割当予定先	当社の執行役（退職者を除く）(※) 15名 48,869株 当社の執行役（退職者） 2名 934株

この文書は、当社の株式報酬としての新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国において又は米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

	当社の主要子会社（分社会社）の取締役の一部（退職者を除く）（※） <p style="text-align: right;">10名 19,250株</p> 当社の主要子会社（分社会社）の取締役の一部（退職者） <p style="text-align: right;">3名 915株</p> 当社の従業員の一部 <p style="text-align: right;">4名 7,609株</p>
（6）その他	本新株発行は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

※ 当社の執行役と主要子会社の取締役を兼務している又は兼務していた者 5 名については、それぞれの地位に基づき株式報酬が付与されることから、当社の執行役及び主要子会社の取締役それぞれに含めております。なお、2018 年 7 月から 2019 年 3 月までの期間中に当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務していたものの、2019 年 4 月以降、当社の執行役の地位のみを有する者 1 名については、当社の執行役及び当社子会社の取締役それぞれに含めております。

## 2. 発行の目的及び理由

当社は、2018 年 5 月開催の当社報酬委員会において、当社の執行役及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部に対して、株主との一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下、本株式報酬制度）を導入する方針を決議いたしました。その後、当社は、2018 年 11 月開催の当社報酬委員会における決議により、より企業価値向上を目指すインセンティブとなるよう、短期業績のみを過度に追及することなく、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上について一層の責任を意識付けること、当社グループ全体には相対的に見て投資する価値があるとの株主からの評価を当社の執行役の報酬額に反映させることにより、株主価値向上のインセンティブを機能させること、株主と利害関係を一致させ、株主視点での経営の強化をより一層図ることといった観点から、本株式報酬制度を一部改定し、固定報酬としての株式報酬に加えて、業績連動報酬としての株式報酬を導入しております。また、当社は、当社の執行役及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部に加え、当社の従業員の一部についても本株式報酬制度の趣旨に沿った同様のインセンティブの対象としております（以下、当該従業員向けインセンティブと本株式報酬制度を本制度と総称する）。

この度、当社報酬委員会、当社子会社の取締役会等及び当社代表執行役において、本制度の方針に基づき、当社の執行役及び従業員の一部並びに当社子会社の取締役の一部（退職者を含み、以下、付与対象者）に対して、株式報酬（当社の従業員についてはインセンティブ、以下同様）としての当社普通株式の付与を行うことを決定いたしました。

この文書は、当社の株式報酬としての新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国において又は米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

なお、業績連動報酬については、対象となる事業年度の在籍者に対して当該事業年度の業績に応じた額を支給するのが合理的であるため、2018年度業績連動株式報酬（以下に定義します。）の対象者には、退職者が含まれることとなります。当社としては、中長期的な企業価値向上を一層意識付けするため、業績連動報酬について株式及び現金で支給しておりますが、退職者であっても、退職後に在任中の業績に応じた株式を支給することにより、在任中の事業運営の際に、より中長期的な企業価値向上を意識した事業運営を行うインセンティブになると考えております。

### 3. 今回の発行内容

#### (1) 発行内容

本新株発行の対象となる当社普通株式は、本制度及び上記報酬委員会等の決定を踏まえ、会社法第416条第4項に基づく当社取締役会における委任決議に従い、2019年7月1日付の当社代表執行役の決定に基づき行われるものであり、本制度に基づいて株式報酬としての当社普通株式を付与するために、付与対象者のうち、当社の執行役及び従業員に対しては当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させること並びに当社子会社の取締役に対しては当該子会社が支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る当該子会社の取締役に対する債務について重畳的債務引受けをします。）を出資財産として現物出資させることによって発行されます。なお、付与対象者に対して支給する金銭報酬債権は、①2019年7月から2020年6月までの固定報酬としての株式報酬（以下、2019年度固定株式報酬）、②2018年7月以降に当社の執行役又は当社子会社の取締役に就任した付与対象者に対する就任日が属する月から2019年6月までの固定報酬としての株式報酬（以下、2018年度固定株式報酬）及び③2018年4月から2019年3月までの業績連動報酬としての株式報酬（以下、2018年度業績連動株式報酬）の合計とし、付与対象者の適切な報酬構成や報酬水準等を勘案の上、決定しております。

さらに、当社は、本新株発行に当たって、付与対象者（ただし、退職者を除きます。）との間で、概要、「4. 本割当契約の概要」に記載の内容を含む株式割当契約（以下、本割当契約）を締結するものとし、また、当社が、退職者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないものの、所定の期間中に退職者による法令違反等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、退職者は、当社に対して、割当てを受けた当社普通株式を直ちに無償で返還しなければならない旨を規定するものとし、

#### (2) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、恣意性を排除した価格とするため、2019年6月28日（本新株発行に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,355円としております。発行価額は本新株発行に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価と同じ金額であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

この文書は、当社の株式報酬としての新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国において又は米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

#### 4. 本割当契約の概要

##### (1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2019年7月17日～2049年7月16日まで（以下、譲渡制限期間）、割当てを受けた当社普通株式（以下、本株式）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下、譲渡制限）。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

ただし、付与対象者のうち、当社の執行役及び当社子会社の取締役については、譲渡制限期間中に、任期満了、定年又は死亡その他当社が正当と認める理由により、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社（以下、総称して、当社グループ）の取締役又は執行役のいずれの地位からも退任した場合、付与対象者のうち、当社の従業員については、譲渡制限期間中に、任期満了、定年又は死亡その他当社が正当と認める理由により、当社グループの取締役若しくは執行役又は当社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2018年度固定株式報酬として支給される本株式（以下、2018年度固定株式報酬株式）及び2018年度業績連動株式報酬として支給される本株式（以下、2018年度業績連動株式報酬株式）については、その全部につき、2019年度固定株式報酬として支給される本株式（以下、2019年度固定株式報酬株式）については、2019年7月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（1を超える場合には1）に、各付与対象者に割り当てた2019年度固定株式報酬株式の数を乗じた数の2019年度固定株式報酬株式につき、それぞれ譲渡制限を解除するものとし、この場合、当社は、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整することができます。なお、上記において譲渡制限が解除されない本株式については、当社が当然に無償取得します。

##### (3) 当社による無償取得

付与対象者のうち、当社の執行役及び当社子会社の取締役については、譲渡制限期間中に当社グループの取締役又は執行役のいずれの地位からも退任した場合（ただし、付与対象者が当社グループの取締役又は執行役のいずれかに就任又は再任される場合を除きます。）等一定の事由が発生した場合、付与対象者のうち、当社の従業員については、譲渡制限期間中に当社グループの取締役若しくは執行役又は当社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合（ただし、付与対象者が当社グループの取締役又は執行役のいずれかに就任又は再任される場合を除きます。）等一定の事由が発生した場合には、本株式（ただし、上記「(2)譲渡制限の解除条件」記載の退任又は退職に伴う譲渡制限の解除の対象となる本株式を除きます。）を無償で取得します。

この文書は、当社の株式報酬としての新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国において又は米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

また、上記「(2)譲渡制限の解除条件」記載の退任又は退職に伴う譲渡制限の解除の対象となった本株式についても、当該譲渡制限解除後において、当該譲渡制限解除前の期間中に付与対象者による法令違反等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、付与対象者は、当社に対して、当該本株式を直ちに無償で返還しなければなりません。

#### (4) 当社の組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の報酬委員会の決議により、2018年度固定株式報酬株式及び2018年度業績連動株式報酬株式については、その全部につき、2019年度固定株式報酬株式については、2019年7月から当該承認日を含む月までの月数を12で除した数（1を超える場合には1）に、当該承認日において付与対象者が保有する2019年度固定株式報酬株式の数を乗じた数の2019年度固定株式報酬株式につき、それぞれ、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除いたします。なお、上記において譲渡制限が解除されない本株式については、当社が当然に無償で取得します。

#### (5) 株式の管理に関する定め

本株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、付与対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で保管されます。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象者が保有する本株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しております。また、付与対象者は、当該口座の管理に関する契約に基づく本株式の取扱いに同意を行います。

以 上

この文書は、当社の株式報酬としての新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国において又は米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。